

議事日程(第5号)

令和3年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第19号 高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第20号 高鍋町子育て支援基金条例の制定について
- 追加1 日程第1 議案第31号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第21号 令和3年度高鍋町一般会計予算
- 日程第4 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第15号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第17号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第18号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第22号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 令和3年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第19 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第20 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第21 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第19号 高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第20号 高鍋町子育て支援基金条例の制定について
- 追加1 日程第1 議案第31号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第21号 令和3年度高鍋町一般会計予算
- 日程第4 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第14号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第15号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第16号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第17号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第18号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第22号 令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第27号 令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第16 議案第28号 令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第17 議案第29号 令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第18 議案第30号 令和3年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第19 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第20 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第21 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 

出席議員（14名）

1番	田中 義基君	2番	永友 良和君
3番	八代 輝幸君	5番	松岡 信博君
6番	青木 善明君	7番	黒木 博行君
8番	黒木 正建君	10番	古川 誠君
11番	中村 末子君	12番	春成 勇君
13番	日高 正則君	14番	杉尾 浩一君
15番	後藤 正弘君	16番	緒方 直樹君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
 議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

---

午前10時00分開議

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。

本日3月22日午前9時より第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並びに関係課長の3名、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告をいたします。

今定例会に新たに付議されました案件は、議案第31号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての1件であります。

この1件を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、追加1の1件を追加し、日程第2の次に議題といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、追加1を日程第2の次に追加し、議事を進めます。

---

### 日程第1. 議案第19号

○議長（緒方 直樹） 日程第1、議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件は総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。おはようございます。総務厚生常任委員会より報告いたします。

令和3年第1回定例会におきまして総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についての1件です。

審査は、3月15日の1日間、第3会議室において、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局1名の参加の下に行いました。

福祉課より説明資料を基に詳細説明を受け、委員より多くの質疑がありましたが割愛させていただき、一部の報告とすることを御了承ください。

議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、この条例は平成3年に創設され、基金の利子等を運用財源とし、在宅保健福祉促進事業、生きがづくり促進事業、健康づくり促進事業、ボランティア促進事業等に果実運用型として充てられてきましたが、昨今の低金利の影響で残高2億円弱、金利0.02%、約3万8,000円しか利益が出ない状態が続いています。後に元金の処分に老人福祉施設等の整備にも使えることとなり、社会福祉法人の複合型老人福祉施設建設に1億円を支出した実績がありました。

今回の改正で、民間事業者ばかりではなく、町が関わる福祉事業の施設整備事業にも活用できるようにし、わかば保育園の大規模改修工事に3,676万8,000円を支出すると説明がありました。

質疑に移り、委員より、この基金の見直しの時期が過去にあったのではないかの質疑に、この条例の改正に当たり、全国での類似の基金の処分方法を調べたが、廃止や福祉全体に

活用している他団体があり、当面はわかば保育園の改修に使い、残りは子ども貧困対策等にも充てていくことも考えられるが、現時点では白紙の状態であるとの答弁がありました。

質疑は終了し、討論を求め、討論も終了し、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託された議案の審査報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この基金は、平成3年に利子果実運用型として制定されました。平成14年には、複合型福祉施設建設のため1億円を拠出したとの説明がありました。複合型施設建設に関しては、当時、日本共産党で毎年行っていた政府交渉において、公営で設置されていた老人ホームが四畳半に2名の入所とあり、夜間及び土日は警備員のみがいる施設でした。夜間の薬の間違いで、当時の入所者の事故があり、これを改善していただきたいと厚生労働省へ要望したところでした。

しかし、老人ホーム単独での建て替えはできないとお話でしたが、民間で複合型ならとの示唆を受け、当時、持田に建設を予定し、県へ申請を行われていた事業が却下されたことを、当時の担当課長より相談を受け、厚生労働省へ改めてお話を再度させていただいたところ、許可を頂き、町有地を提供し実現したところでした。

執行部と連携して勝ち得たものでしたが、当時、特別養護老人ホーム舞鶴荘も県から民間への移行、50床を80床へと増え、それも併せての施設となったとき、高鍋町から1億円拠出することになったいきさつがございます。

今回、民間しか利用できない条項を高鍋町も使えるようにして、わかば保育園の大規模改修工事に使いたいとの提案がありました。本来なら、果実運用型は運用は難しい状況ですので、できればほかの基金への統廃合を行い、そこから拠出するほうが望ましいとは考えましたが、急ぎ必要だと判断しましたので賛成といたしました。

新型コロナウイルス感染症もあり、自治体の事業や運営が昨年1年間は難しい、厳しい状況でしたが、待ったなしの状況でもあります。数多くある条例をいつも目にしているわけではありませんが、今回の提案でしっかりと確認する必要があると考えさせられました。

わかば保育園は唯一ある公立保育園です。民間のお手本となるべく、しっかりと運営をお願いして、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第20号

○議長（緒方 直樹） 日程第2、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。総務厚生常任委員会から報告いたします。

令和3年第1回定例会におきまして総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定についての1件です。

審査は、3月10日、3月17日の2日間、第3会議室において、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局1名の参加の下に行いました。

財政経営課より説明資料を基に詳細説明を受け、委員より多くの質疑がありましたが割愛させていただき、一部の報告とすることを御了承ください。

議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定について、財政経営課より説明があり、本基金は、子ども医療費助成拡充分の財源として造成されたもの。原資は再編関連訓練移転等交付金であるが、本年度、子ども医療費助成額の実績が充当予定額を下回る事が予想されるため、この基金が有効に活用できない状況にあったので、九州防衛局の助言を基に基金の設置をすることとなったと説明がありました。

質疑に移り、委員より、なぜ条例に「子ども医療費助成に係る」を条例の名称にしなかったのかの質疑に、本基金の用途が限定されていることから、子ども医療費助成に係るという名称についても内包した形での表現であるとして、この名称としたと答弁がありました。

※3月7日に再度、財政経営課より、施行規則部分の第2条に、高鍋町子ども医療費助成に関する条例に基づく事業を行うことと説明がありました。

説明が終わり、委員2名より修正案の提出がありました。

修正案の内容は、処分第5条において、条例1条に規定する目的を、高鍋町子ども医療

※後段に訂正あり

費助成に関する条例に基づく、に改めるというものです。

提出委員を代表して提案理由の説明がありました。説明の内容は、町長の認識をしっかりと捉えていく必要があると考え、条例の処分第5条において、条例1条に規定する目的を、高鍋町子ども医療費助成に関する条例に基づくに改めたい、という説明でした。

質疑はなく、討論に入り、修正案に対する賛成者の討論は、規則は町長権限で変更ができるため、条例の中に使用目的を記載すべきというものでした。

ほかに討論はなく、修正案についての採決に入り、賛成少数で否決することとなりました。

次に、原案についての採決に入り、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員会に付託された議案の審査報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前10時15分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） すみません、訂正いたします。

3月17日と言うべきところを3月7日というふうに変更しました。訂正いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

次に、本案に対しては、11番、中村末子議員外1名から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されておりますので、これを本案と併せ議題とし、提出者の説明を求めます。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。こんにちは。

議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定について、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定に基づいて、別紙の修正案を添えて、中村末子及び松岡信博議員2名で提出をしたいと思います。

修正の内容は、特定支出を限定するために、あえて条例中に子ども医療費助成をうたうだけです。なぜそのようなことをしたのかは明白であります。議案第19号でも明らかなように、執行部はいつでも条例改正及び規則の見直しはできます。修正案を提出して、仮に修正案可決となっても、恐らく第5条を使い、理由をつけて予算を出されることとなると考えております。

議会は二元代表制です。町長と同じく議員も民選です。だからこそ、修正案をしっかりと会議録に載せ、町長が使おうとしても、議会は、議員は見ていますよという後世に残すことが肝要だからと考え、提案をしております。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明を終わります。

これから、総務厚生常任委員長報告に対する質疑及び11番、中村末子議員外1名から

提出されております修正の動議に対する質疑を併せて行います。質疑はありませんか。

7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 7番、黒木博行。総務厚生常任委員会で、基金条例に関して修正案取り上げられたということに関しては、これ意義のあることだと考えますが、私としましては、子育て支援基金条例、第1条、第5条を委員会としても確認されて、使用目的が記載されておりましたので、第5条の基金は第1条に規定する目的の事業に要する経費に充てる場合に限り、第1条に、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを図るためというふうになっておりましたので、目的外使用はできないという解釈ができたと思っております。

ただ、念のため、なぜ委員会として修正案を撤回されるに至ったのかということをお伺いいたします。委員長、お願いいたします。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。お答えいたします。

高鍋町子育て支援基金につきましては、執行部から、再編関連訓練移転等交付金を財源に積み立てるものであるという説明及び再編関連特別事業の対象事業となっている福祉の増進及び医療の確保に関する事業に該当し、かつ子どもが健やかに成長できる環境づくりを目的としている旨の説明を受けました。

さらに、資料として高鍋町子育て支援基金条例施行規則の提出があり、規則第2条において、条例第1条に規定する高鍋町子育て支援基金の設置の目的を達成するため、高鍋町子ども医療費助成に関する条例に基づく事業を行うと規定されていることを確認したところであり、執行部の説明並びに条例及び規則の規定から、子ども医療費助成事業に要する経費に充てる目的でのみ処分できると判断したところです。

○議長（緒方 直樹） 7番、黒木博行議員。

○7番（黒木 博行君） 委員長に質疑いたします。私の見解では、町長権限で規則を新たに設けて自由に使えることはない、子ども医療助成金以外には使えない、私は考えておりますが。

理由は、第6条、条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、ここが大事なんです、町長が別に定めるは、子育て支援の範囲での必要な事項というふうに解釈しておりますが、委員会もそのように判断したということによろしいんでしょうかね。

○議長（緒方 直樹） 総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） お答えいたします。

そのような判断で、私どもも決定いたしました。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



まず、原案に賛成者の発言を許します。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定について、賛成の立場で討論します。

今説明がありましたように、この基金につきましては、財源としては防衛省の再編関連訓練移転等交付金で、子どものための医療費に充当するものであると担当課より説明を受けましたが、本条例の中に明確にそのことが記載されていなかったため、私自身修正案も考えましたが、委員会最終日の審査のときに、この条例の施行規則を提出してもらったところ、規則の中に、高鍋町子ども医療費助成に関する条例に基づく事業を行うことと明確に記載されていたため、私自身、はっきりした、用途がはっきりしたということで納得した次第でございます。

ただ、総括質疑の際に町長が、この基金の用途については理解されてはいたと思いますが、子ども医療費にも使えるんですよという発言をされたので、「にも」と「に」ではちょっと意味が全然違ってくると思いますので、今後、発言には十分配慮されるよう要望します。

また、このコロナ禍の中、子育て世代の親にとっては、この条例はとつてもすばらしい貴重な条例であると私自身判断し、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番、松岡信博。議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定についてに対する修正案に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、この条例の問題点は、条文に基金の使用目的がはっきりと明記されていないということです。執行部の説明によると、施行規則に使用目的が記載されているからということですが。

しかし、施行規則にあるからこそ、条例の条文に、この基金の使用目的は高鍋町子ども医療費助成金のために使うとはっきり明記するべきと考えます。

それから、もう一つの問題点は、この条例の第6条、委任の条項に、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとあります。また、施行規則の第3条、委任においても、この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるとあります。

このどちらの条文にも、委任に関する町長の権限に限度や範囲を定めていません。そのため、町長の裁量でどうにでもなるということです。別の条例を制定し、使用目的を設定すれば、この基金を自由に使える、その制限がないという意味になります。

この条例の基金は、高鍋町の子どもたちの健康を支える医療費を助成する大切な資金で

す。高鍋町の財政が厳しい中、この基金の目的外使用を防ぐためにも、使用目的を子ども医療費助成金に使うと、はっきり条文に明記する必要があります。

このようなことを見逃して修正案も出さないようでは、町民から負託を受けた町議会議員として恥ずかしく、※町民に申し訳が立たないと感じます。このような分かりやすい修正案も出せないようなことでは、何のために議員になったのかと疑われてしまいます。民主主義の二元代表制政治の一議員として、町民に代わり修正案を出すべきと考えました。

よって、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定についてに対する修正案は賛成といたします。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定について、原案に賛成の立場、すなわち修正案に反対の立場になるんですね、で討論させていただきます。

まず、委員長の報告、それから黒木議員との質疑、答弁等のやり方を伺って、この条例について、特に基金活用の用途について、執行部は明確に答弁しておられることは確認をさせていただきました。

総務厚生の委員会審査において、この条例の修正をという意見があり、検討されたという報告がございましたけれども、それは条例に条文化するまでもない具体的運用について、その明確な記述のある規則等は安易に改正してしまう、違う用途に運用されてしまうことになるので条例を条文化してしまうと、こういう思考に基づいて修正案を提出したいということだったように思うんですが。

そもそも条例に、その運用に関して具体的必要事項までを細かく条文化しておかないと、本来の運用が施行できないとする考えは到底おかしいです。これはあり得ません。ましてや、その記述のある規則等を安易に改正して、本来の趣旨とは違う用途での運用施行するなど、決してやってはならないことであることは執行部は十分承知しているはずです。

そうされてしまうことを危惧して、条例にその運用等を条文化する修正案の提出をするなど、何とも短絡過ぎると思われれます。例えば、たとえ町長から不用意な、言い間違いだったんでしょが、発言があったからとして、それを盾に取って、だから修正案を提出するというのは、これは根拠が非常に薄いと思います。

我々議会は、今後、この基金条例の施行、すなわち使い道、子ども医療費助成ですよね。これの使い道についてしっかり見極めていくことが肝要でありますし、そのことを確認して、我々議会議員としてはしっかり見ていきたいと思えます。

そういう意味で、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（緒方 直樹） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

※後段に訂正あり

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。まず、本案に対する11番、中村末子議員外1名から提出されました修正案について、起立によって採決します。この修正案に賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立少数と認めます。したがって、11番、中村末子議員外1名から提出されました修正案は否決されました。

次に、只今修正案は否決されましたので、原案について起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 追加1日程第1. 議案第31号

○議長（緒方 直樹） 追加1、日程第1、議案第31号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第31号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、小中学校において、教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保することができない現状を踏まえ、教員の事務負担を軽減するスクールサポートスタッフを会計年度任用職員として任用したいので、その報酬の額を定めるため所要の改正を行うものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。それでは、詳細について説明をさせていただきます。

今回、新規事業といたしまして、東・西小学校にスクールサポートスタッフを1名ずつ配置するために必要となります報酬を、当初予算の歳出予算のほうに計上しておりますけれども、スクールサポートスタッフは町の会計年度任用職員となりますので、その報酬を定めるために、高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を行う必要がございますので、今回、追加提案させていただくものでございます。

それでは、事業の概要について、お手元に配付しております資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、事業の目的についてでございますけども、県の補助金を活用して、東・西小学校へ1名ずつスクールサポートスタッフを配置いたしまして、専門性を必要としない業務に従事してもらうことによって、学校教育の充実及び学校の働き方改革の推進を図ることを目的とするものでございます。

次に、身分でございますけども、町の会計年度任用職員となります。報酬単価は、県の定める実施要領に基づき、1時間当たり1,000円としたところでございます。

業務の内容は、教員の業務のうち、授業の準備、採点業務の補助、学習プリント等の印刷業務、それから新型コロナ関係の消毒作業などを行っていくこととしております。児童生徒に直接指導するような業務は行わないこととなっております。

1日当たり3時間の週5日、年間730時間の勤務を予定しております。下のほうの参考事項のところに書いてありますけども、中学校との兼務を予定しておりますので、曜日によって小学校勤務の日、中学校勤務の日といった形での運用になる予定でございます。

次に、配置基準でございますけども、県の実施要領におきまして、12学級以上の学校には1校につき1名配置できることとされております。今回の学級数の算定基準日は昨年の5月1日ということになっておりまして、その時点で、東小学校が26学級、西小学校が20学級でありましたので、いずれも配置基準を満たしております。

それから、予算についてでございますけども、歳入といたしまして、県補助金146万円を計上しております。補助率は100%でございます。なお、補助対象経費は報酬のみということになっておりまして、通勤手当については町の負担ということになっております。

歳出予算は、東・西小学校の学校管理費のほうにそれぞれ、報酬を73万円、通勤手当2万4,000円を計上しております。

最後、参考事項のところですけども、今年度は既に県の事業といたしまして、3名のスクールサポートスタッフが既に学校のほうに配置されておまして、来年度は現在の3名体制から2名体制へとする予定でございますけども、先ほど申し述べましたように、それぞれ中学校との兼務とする予定でございます。

教職員に対して行いました意識調査では、時間管理や健康管理を意識した仕事ができ、児童生徒と向き合う時間が増えたと感じている教職員の数が増えているなど、学校教育活動の充実には効果がある事業だというふうに認識しているところでございます。

最後ですけども、小学校、中学校にスクールサポートスタッフとは別に学校生活支援員を配置しておりますけども、学校生活支援員の業務は、障がい等のため学校生活への適応が困難な児童生徒への支援となっておりますので、スクールサポートスタッフと学校生活支援員はそれぞれ異なる業務を行うこととなります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。本来なら、これは当初でしっかりと出していただくものではなかったかと思うんですが、そのことについて、何か理由があるんだろうと思うんですが、その理由を説明していただきたいというのが一つとですね。

もう一つは、先ほど説明がございました、スクールサポートスタッフという名称になっておりますけれども、これいわゆる事務及び雑多なことをしていただくというふうに理解してよろしいのか、そこを説明していただきたいと思うんです。

というのは、学校に必ず1名ぐらいいらっしゃらないと、なかなか支障を来す状況があるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、県の補助だけでなく、また来年度に新たに1名ずつ配置されるのかなと心配になるんですけれども、補助要綱に適した形での配置ということで今説明があったと思うんですけれども、補助要綱だけでなく、本当に必要なものは配置するという考え方というのを持てなかったのかどうか、そこをお伺いしたいなと思います。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。まず、追加提案となった理由でございますけれども、申し訳ありません、私がちょっと失念しておりました。

次に、業務の内容が事務系の仕事なのかということですが、主に、今現状では、学習プリント等の印刷業務がほとんどメインという形になっておりまして、いろいろな先生方のサポート的な仕事ができるということで、そこら辺はいろんな形でのサポートが考えられるのではないかとこのように想定しております。

それから、配置数ですが、来年度につきましては県の補助どおりにやりたいなと。様子を見て、また次年度以降、また考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑ありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） もう一点だけ、県の補助要綱がいつまで続くのか、私も分からないんですが、大体これは何か年ぐらいで計画されているものなのか、そこは確認をされていらっしゃいますか。

○議長（緒方 直樹） 教育総務課長。

○教育総務課長（横山 英二君） 教育総務課長。一応単年度ということで、またその後に補助基準を見直すというようなことを聞いておりますので、様子を見ていきたいと思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第31号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今執行部のほうから説明があったとおり、2校で1名という人員については、私はちょっと不満がございます。できれば、各学校1名ずつ配置していただきたいなという思いがございます。確かに補助どおりの仕掛けをされているのであっても、私は高鍋町に必要である予算というのは、しっかり執行部も配置すべき、私はお金をちゃんとかけていくべきだというふうに思っております。

文教のまち高鍋にふさわしい教育環境の整備をしっかりとできると考えて、私は賛成いたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第31号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第31号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第21号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算を議題いたします。

本件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、杉尾浩一議員。

○総務厚生常任委員会委員長（杉尾 浩一君） 14番。報告いたします。

令和3年第1回定例会におきまして総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算関係分についての1件です。

審査は、3月10日から3月15日までの5日間、第3会議室において、委員7名全員出席、担当課長ほか職員、要点筆記事務局1名参加の下に行いました。

説明資料を基に詳細説明を受け、委員より多くの質疑がありましたが割愛させていただき、一部の報告とすることを御了承ください。

議案第21号令和3年度一般会計予算の関係部分について、まず財政経営課です。

歳入の主なものとして、法人事業税交付金は、地方法人特別税の廃止に伴い創設された

都道府県から市町村への交付金であり、国の地方財政計画及び令和2年度実績を踏まえた見込額を計上するものであります。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、地方税法の規定、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等により、減少する固定資産税を補填するために交付されるものです。令和3年度における固定資産税の減収見込相当額を計上いたしました。

ふるさと納税は、ふるさと納税制度に基づく寄附金、制度の動向を踏まえ見込額を計上するものであります。

そのほか、再編関連訓練移転等交付金、町債の商工会館周辺駐車場整備事業債、町債の保育園施設整備事業債等の説明がありました。

歳出の主なものとしては、ふるさと納税推進事業費であり、ふるさと納税推進事業に要する経費として、寄附額の8から10%相当をふるさと納税システム手数料として計上しました。株式会社ヤミー・フードラボに6%で、ふるさと納税返礼品取扱業務委託をするものであります。

庁舎管理費手数料は、庁舎第2別館の解体工事に伴い、大気汚染防止法の改正による解体工事の安全を図るため、現状建物におけるアスベスト含有分析の手数を計上するものであります。

商工会館借り上げ料は、借り上げ料として、令和3年7月から翌3月までの9か月間分を計上するもので、契約額は月額74万3,930円であります。

工事請負費は、商工会館周辺駐車場整備工事費として計上するものです。

子育て支援基金積立金は、再編関連訓練移転等交付金を積み立てるものと説明がありました。

質疑に移り、委員より、商工会館借り上げ料は高すぎるのではないかの質疑に、以前、例示されたプランの金額は、仮称教育庁舎比較検討業務における木造新築の本体工事のみの金額であり、これを基に借り上げ料を算出すると家賃は当然安くなるが、新庁舎の実際は、税金等の諸経費が含まれるので高くなる。

2月16日に比較検討業務を委託した設計コンサルタントに確認した結果、市場価格で算出しているため、公共単価では高くなる。築50年たった庁舎第2別館の維持管理費用の年120万円は最低維持するための金額であり、同じ金額で新しい庁舎を使用し続けることはできない。

新庁舎を建てた場合も、経年劣化でライフサイクルコストが建設費の2倍、3倍かかるので、建てるより借りる方が安価になるとの説明がありました。

町が建設する場合、地方債の活用になるということで利子の負担が生じること、建設及び維持の事務負担の軽減が図られること。年数が経過することで減価償却が進み、大規模改修が必要となれば、負債資産となる。負債資産を町が持つ必要がないことなどのメリットが大きいとの答弁がありました。

委員より、蚊口浜の町有地を観光協会に貸せるのかの質疑に、町が承認すれば譲渡ができる。建物を壊す必要はないという答弁がありました。

委員より、商工会館周辺駐車場整備工事は不要ではないかの質疑に、今回の整備は思いやり駐車場2区画を含む29区画、教育委員会、選挙管理委員会の利用者にも使えるように整備するとの答弁がありました。

次に、町民生活課です。

戸籍住民、年金関係と環境保全関係の予算を審査しました。

歳入の主なものとして、戸籍住民関係、年金関係では、住民票、印鑑証明等手数料は、マイナンバーの利用により証明手数料が減少傾向のため、32万1,000円の前年度より減額となることの説明がありました。

個人番号カード交付事業補助金は、個人番号カード等関連事務、認証業務関連事務に要する費用について交付され、業務を行っている地方公共団体情報システム機構への支払いに充てられるもの711万5,000円の減額となるものと説明がありました。

歳出の主なものでは、戸籍及び住民基本台帳事務に係る事務経費の会計年度任用職員報酬は、個人番号交付事務件数増加に伴い、会計年度任用職員を雇用するために増額となること、その他の委託料は、戸籍法の一部を改正する法律及びデジタル手続法に向けた戸籍システムの改修の完了による減額となることと説明がありました。

個人番号カード交付事業補助金は、個人番号通知書、個人番号カード関連事務委任交付金で、令和3年度交付金見込額の減等により711万5,000円の減額となることの説明がありました。

環境保全関係では、西都児湯環境整備事務組合負担金斎場分で西都児湯斎場に係る歳入見込みの減少及び燃料費、光熱水費の費用の増額に伴う139万1,000円の負担金が増額によるものと説明がありました。

西都児湯環境整備事務組合負担金は、エコクリーンプラザ分担金は従来売電料等が返還されていたが、令和3年度より負担金からあらかじめ差し引いた額となるため、3,618万円の減額となることと説明がありました。

し尿収集及び運搬業務委託は、浄化槽のつなぎ込みの増加によりくみ取り件数の減少で36万3,000円の減額となることと説明がありました。

ほかに負担金として、高鍋・木城衛生組合9,006万円を計上することとの説明がありました。

質疑に移り、委員より、中長期在留者数はの質疑に、令和2年2月で100名、令和3年3月で81名と減少傾向にあると答弁がありました。

委員より、畜犬等のマナー看板の設置状況はの質疑に、要望に応じて設置すると答弁がありました。

委員より、本町のマイナンバーカード取得率は何%かの質疑に、本町のカード取得率は26%であり、現在、全国では1,747自治体のうち502番目であるとの答弁があり



ました。

委員より、ヤンバルトサカヤスデ駆除に関する県からの薬代の補助等の回答はの質疑に、現地調査をするとの返事があったとの答弁がありました。

委員より、染ヶ岡最終処分場について稚魚等放流委託はいつまで続くのかの質疑に、最終処分場が廃棄されるまでと推測されると答弁がありました。

次に、健康保険課です。

新型コロナウイルスワクチン接種負担金は、ワクチン接種に対する国庫負担金です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、ワクチン接種体制確保事業に対する国庫補助金で、それぞれ国が100%負担、補助するものであるとの説明がありました。

低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の介護保険料の4分の1の軽減額を県が負担するものであり、対象者増により、40万7,000円の増額等の説明がありました。

歳出の主なものとして、国民健康保険特別会計への繰出金は、国・県の負担金に町分を加えて繰り出すもので減額となること。

後期高齢者医療特別会計の繰出金は、国・県負担金に町分を加えて繰り出しするもので、減額となること。

介護保険特別会計の繰出金は、町が繰り出すべき負担金と合わせて国・県負担金の繰出金で、減額となることとの説明がありました。

救急医療施設等運営費は、宮崎市夜間急病センターや西都児湯医療センター等の運営費の一部負担等で、急病・救急診療体制を整え、救急患者の医療を確保するためのものがあります。負担金増により247万9,000円の増額になることとの説明がありました。

新型コロナウイルス感染症対策費の職員手当と新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る会計年度任用職員の報酬や消耗品、接種券送料、ワクチン接種委託費用、集団接種特設会場の感染防止対策用備品購入、町外での接種に伴う負担金等を計上との説明がありました。

質疑に移り、委員より、プール施設管理業務では何人で運営しているのかの質疑に、常時4人がいて、2人が30分交代で監視、2人が受付事務、更衣室等の確認作業を行い、勤務体制では従業員8人で、日々または時間交代で従事し、もし欠員が生じた場合はほかの人が入る体制であるとの答弁がありました。

委員より、プール監視カメラは記録できないのではないかの質疑に、録画機能を持つレコーダーで2週間分の録画を書き換えしながら常に1週間分を保存できるとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染症対策の会計年度任用職員の看護師2名とはの質疑に、1名確保済み、1名は4月から、それぞれワクチン接種は行わず、接種後健康観察やワクチンの希釈等に従事するとの答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルスワクチンを接種する人口の割合はどれぐらい見込んでい

るのかの質疑に、接種率では70%強と予想するが、16歳以上の住民全員が受けられるようには準備している。全ての方に呼びかけ、接種してもらえよう努力するとの答弁がありました。

次に、上下水道課です。

歳入の主なものとして、国庫補助金の合併浄化槽設置整備費補助金で、合併浄化槽28基の補助を予定していますとの説明がありました。

歳出の主なものとして、環境衛生費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金は、5人槽20基、7人槽6基、10人槽2基、合計28基と単独浄化槽撤去2基を予定しているとの説明がありました。

質疑に移り、委員より、合併浄化槽への転換は何%かの質疑に、返還のパーセントは把握していないが、9,579世帯中2,524世帯が合併処理浄化槽であり、率にして26.4%と答弁がありました。

委員より、下水道区域内で合併浄化槽を取得している家屋は何件かの質疑に、約90世帯であり、合併浄化槽から下水道に接続することは容易であり、下水道法には遅滞なく転換すべしとなっているとの答弁がありました。

次に、総務課です。

歳出の主なものとしては、総務管理費、一般管理費は、人事係が所管する予算、特別職のうち町長及び副町長の人件費、一般職31名の人件費、会計年度任用職員の人件費の計上のほか、職員研修経費、人事給与システム経費、退職手当負担金、職員厚生会負担金等を計上しており、育児休業代替職員の増により、会計年度任用職員報酬の増、地域活性化センター研修旅費の増、退職手当負担金納付額と実際の手当給付額の過不足を調整する調整負担金減額による退職手当負担金の減額などで2,047万9,000円の減額との説明がありました。

行政係が所管する一般管理費は、役場全体の業務を管理する予算として、例規集追録、印刷機関係の消耗品費、郵便料金、全国町村会総合賠償保障保険料、県・郡・町村会負担金等の計上、印刷機リース期間満了による使用料及び賃借料中、借り上げ料等の減により130万円の減額との説明がありました。

総合調整係が所管する一般管理費は、町長車運転業務等の会計年度任用職員報酬、町長・副町長の旅費、交際費等の計上で、昨年度とほぼ同額との説明がありました。

歳入の主なものでは、交通安全対策特別交付金、交通安全の反則金などを原資に、事故発生件数等を指標として各市町村に配分されるので、この交付金を財源に交通安全施設設置工事等を実施するものと説明がありました。

選挙費委託金997万円は、令和3年10月21日に任期満了を迎える衆議院議員選挙の委託金としての計上との説明がありました。

質疑に移り、委員より、消防団員福祉共済事務費とあるが、任意加入かの質疑に、福祉共済制度、年金制度、どちらも任意加入との答弁がありました。

委員より、労働者災害補償保険制度とは何かの質疑に、労災適用される事業所で働く会計年度任用職員が負傷等による通院費や入院料を保障するものとの答弁がありました。

委員より、行政事務連絡員配布業務傷害総合保険とは何かの質疑に、有償ボランティアの業務になり、公務災害条例が適用されなくなり、文書配布中にケガ等があった場合に対応するため、町村会で作られた保険との答弁がありました。

委員より、消防団員に必要な装備は全部そろったのか、消防団の機器・機材はそろえているのかの質疑に、消防団の装備基準を満たすよう予算を確保しながらそろえてきている。機材については、補助金等を利用しながら揃えている段階との答弁がありました。

次に、税務課です。

歳入の主なものとして、町民税では新型コロナウイルス感染症が及ぼす社会経済活動への影響により減収、その影響幅をリーマンショック時と同程度と見込み、令和2年度の調定見込額などから積算した税額に、個人町民税では3.1%、法人町民税では1.4%をさらに減じて予算計上しましたと説明がありました。

個人町民税現年課税分は、前年度比3.7%、2,748万9,000円の減となり、法人町民税現年課税分は、前年度比46.9%、8,179万5,000円の減となるとの説明がありました。

固定資産税現年課税分は、令和3年度が土地建物評価替えの年度となり、税額の減少を見込んでいた上に新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に係る減少、2,993万4,000円もあり、前年度比5.2%、5,125万6,000円の減額となったと説明がありました。

特例措置により減額となった分については、地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として国から全額交付されることとなるとの説明もありました。

歳出の主なものでは、町税費の税務総務費です。一般的な税務事務に関する経費で、主なものは、職員の人件費と各種協議会の負担金となります。会計年度任用職員制度が2年目となったことに伴う期末手当の増加などにより、前年度と比較して186万3,000円の増となっております。

質疑に移り、委員より、町民税が大幅に減収となるが、休業、離職などの調査は行っているかの質疑に、個々の調査は行っていないが、リーマンショックと同程度の影響が出ていると認識しているとの答弁がありました。

委員より、税徴収猶予申請者が滞納した場合の対処はどうなっているかの質疑に、税徴収猶予申請者は確実に払っていただける事業者と理解しているとの答弁がありました。

次に、地域政策課です。

歳出の主なものとして、企画費は、地域おこし協力隊員に係る予算、移住・定住促進などの地域活性化やまちづくり等に関する経費の計上で、報酬は、まち・ひと・しごと推進委員会委員、地域おこし協力隊に対する職員報酬など。委託料の移住・定住サイト管理運

営業務委託と移住・定住サイト保守業務委託は、令和2年度に開設した移住・定住サイト「自分日和」の管理に係る経費であり、諸費の地方バス路線維持費補助金は、現時点对対象路線の運行欠損額の算定が困難なことから、前年度実績額を基に増額で計上するが、利用者数の減少に加えてコロナの影響が運行欠損にさらに拍車をかける状況となっているとの説明がありました。

歳入の主なものとしては、地域交通機関運行維持対策補助金は、廃止路線代替バス4路線に対する県の補助金です。

第2期みやぎき圏人口社会減対策広域連携事業、宮崎ひなた暮らし移住支援事業は、国の地方創生推進交付金を活用し、県と連携して取り組む人口社会減対策に国から県を通して補助が行われるものとの説明がありました。

高鍋駅舎の活用・整備に関する経費、移住・定住サイト運営、保守に係る業務委託、空き家管理システムの保守点検費用が対象の県・市町村人口問題対策連携事業補助金などの説明がありました。

質疑に移り、廃止路線代替バスは何本運行しているのかの質疑に、三納代線が6往復、一丁田・めいりんの湯線が3往復、一丁田線が2往復、茶臼原線が3往復運行しているが、コロナ等により乗降客が約8,400人減少しているとの説明がありました。

特に茶臼原線の乗車率が低いことを認識しており、今後は西都市と連携を図り、乗り込み調査等も実施するとの答弁がありました。

委員より、就農希望者の移住・定住では、どのようなサポートを行っているのかの質疑に、就農希望者には農業実践塾のあっせんや農業大学の紹介などを通して、基礎的研修を受けた後に今年度から始まるJA児湯トレーニングハウスでの実践的研修終了後、農地のあっせんや就農技術指導を農業委員会と連携して行っていきたいと答弁がありました。

福祉課です。

歳出の主なものとして、社会福祉総務費の成年後見利用促進事業は、成年後見利用促進法及び国の基本計画に基づき中核機関を設置し、児湯5町1村が令和3年4月に中核機関を開設し、運営を高鍋町社会福祉協議会に委託する業務の委託で、232万9,000円の増額になるものとの説明がありました。

障害福祉費は、主に自立支援給付と地域生活支援事業で構成させる障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る歳出となるものとの説明がありました。

児童福祉費のうち、保育対策総合支援事業は、国の令和2年度第3次補正による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システム、ICカード等で子どもの登園・降園の管理等の導入を支援する新規事業150万円等により92万1,000円の増額になるものとの説明がありました。

児童手当は、対象児童数見込み減等により減額となるもの、施設管理費の工事請負費は、わかば保育園の大規模改修費で、一部増築し、新しい生活様式に即した施設の改修になるものとの説明がありました。

歳入の主なものとして、児童福祉費負担金は、公立・私立保育料等は、幼児教育・保育の無償化により減額となるもの。

国庫補助金の児童福祉費補助金の地域子ども・子育て支援事業交付金は、利用者支援事業、新型コロナウイルス感染症対策分の追加等による増額となるもの。

社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費等負担金は、訓練等給付金の増額になるものなどの見込みによる増額となる説明がありました。

質疑に移り、委員より、障害者自立支援の対象者数への質疑に、介護給付費は障がいのある人が地域で自立した生活を送るための居宅介護、同行援護、生活介護、施設入所などの活動を支援する福祉サービスを提供するもので、居宅介護34人、同行援護15人、療養介護10人、生活介護75人になるなどとの答弁がありました。

委員より、地域生活支援事業補助金が細かく分かれていることへの理由への質疑に、国・県の補助が必須事業、任意事業の中でメニュー分けされているため細くなるものとの答弁がありました。

委員より、児童手当の支給条件はあるのかへの質疑に、国内に居住する子どもであることが前提で、中学校を卒業するまでの児童に給付するものとの答弁がありました。

委員より、ひとり親になったときは申請しなければならないのかへの質疑に、転入、離婚等町民生活課に届出があった段階で情報の共有はあるので、その場で申請していただくことになると答弁がありました。

委員より、難聴児補聴器購入補助金で、骨伝導補聴器には補助があるのかへの質疑に、補助金はないが、要望等があれば県内の状況も調査した上で検討することとなることなどの答弁がありました。

次に、会計課です。

歳入の主なものとして、県収入証紙売りさばき手数料として3.3%分が歳入になると説明がありました。

歳出の主なものとして、消耗品費、指定金融機関事務取扱手数料、口座振替手数料等の説明がありました。

質疑に移り、委員より、窓口を間違われるお客様はいらっしゃらないのかへの質疑に、取扱い業務の表示をしているが、そのときは適切に案内すると答弁がありました。

最後に議会事務局です。

歳出の主なものとして、議会費の議員報酬は増減なし、期末手当は減額、共済組合負担金は、共済負担率引下げに伴う減額との説明がありました。

監査委員費では、監査委員報酬、各種負担金の説明がありました。

質疑に移り、委員より、他町村との話合いにオンラインを使つての会議はあるのかへの質疑に、議会費としては計上していない。庁舎内に使える設備はあるらしいが、議会として使ったことはないとの答弁がありました。

以上、まとめに入り、討論を求め、討論を終了し、賛成多数で可決すべきものと決しま

した。

以上で、総務厚生常任委員会に付託された議案の審査報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、総務厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここで、休憩をしたいと思います。

午前11時18分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 10番。

令和3年第1回定例会におきまして文教産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算の関係部分についてです。

審査日程は、3月10日から3月17日のうちの5日間、10日は1名欠席の6名出席、11、12、15、17日は、委員7名全員出席、説明のための担当職員、要点筆記事務局2名出席の下、第1会議室において審査を行いました。

また、現地調査は、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算の関係部分についての、茂広毛平付・高岡線、神祭野坂の現地調査を行いました。なお、説明資料を基に詳細説明を受け、質疑に入り、委員より多くの質疑がありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の経過及び結果の報告を行います。

まず、地域政策課分です。

文教産業建設常任委員会では、商工観光課係で所管する予算に関しての説明を受けました。

まず、歳出からです。

令和3年度当初予算は骨格予算ということで、新たに計上した項目や増減幅の大きいもの、特徴的なものを中心に説明が行われました。

経常的経費、旅費、給与、需用費、役務費、各種団体への負担金、企業誘致や物産振興など商工業の振興に係る経費などは前年度とほぼ同額を計上、工業用地造成事業特別会計への繰出金は、市中銀行分の償還が終了したことから減。新型コロナウイルス感染症対策費の新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付利子補給等補助金は、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証に係る利子補給補助を行うもので、令和2年度中の融資実績等を基に算定との説明。観光費は春季スポーツキャンプ、観光施設等の維持管理及び

観光協会の事業事務に係る経費で、いずれの項目も前年度並み。新規事業として高鍋・木城九州オルレ協議会負担金については、九州オルレ認定宮崎・小丸川コースの運営に係る負担金で、コースの管理やオルレフェアの開催経費等を木城町と折半で負担するとの説明を受け、質疑に入りました。

委員から、まちなかチャレンジショップ事業補助金が今回で終了するがとの質疑に、令和2年度に補助事業の見直しを行い、創業支援の補助事業、空き店舗等活用にぎわい創出支援事業などとして形を変え、実施をしているとのことでした。

次に、委員から、地場産業振興会補助金が増えているがとの質疑に、今年度の25事業所の登録が地場産業振興会にふるさと納税部会が創設されたことにより、来年度は36事業所に増える見込みによる増であるとのことでした。

次に、委員から、九州オルレ事業はこれからも続くと思うが、来年度は県からの補助金はないのかとの質疑に、昨年度は百済王伝説による4市町での取組に対する補助金を活用していたが、県の補助事業が終期を迎えたので、令和3年度は木城町との2町間でオルレ事業を取り組むこととしたとのことでした。

次に、委員から、観光資源として蚊口浜周辺や町全体をどういうビジョンを持って開発し、これから肉づけ予算を組もうと考えているのかとの質疑に、蚊口海浜公園サーフスポットなど一体的な活用策を模索したい。整備に関しては段階的になるが、まずは次年度の駅舎改修事業の中で今後の構想も考えていけたらと思うとのことでした。

次に、委員から、高鍋には多くの観光資源があるが、利用に関して観光協会との連携はどうなっているのかとの質疑に、県の補助を活用して令和2年度に大師堂をワーケーションができる施設として改修した。企業に一泊二日で利用してもらい、秋山商店、謡楽舎などを観光案内したり、オルレコースを一緒に歩いたり、新たな取組を観光協会と連携して行ったところだとのことでした。

次に、委員から、コロナ禍で商店街の活性化について心配しているが、どのような成果を望み、政策を進めていくのかとの質疑に、今年度支出した支援金は事業の継続が目的だが、町単独の補助金については創業支援や新商品開発を考え、単なる補助にとどまらず、地域に根差し他の事業にも波及して経済効果が上がることを目的としているとのことでした。

次に、農業政策課です。

今回の予算は、骨格予算ということで、経常的な経費と年度当初から実施が必要な事業費などの予算の計上だとの説明を受け、審査に入りました。

歳出に関して、まず、農業振興費の負担金補助及び交付金ですが、みやざき特産野菜価格安定対策事業負担金は、県の振興方針に沿った野菜で、国の制度の要件を満たさない品目が対象となります。

野菜の価格が一定水準以下に下落した場合に価格差補給金を生産者に支給するというもので、本町では、キャベツ、ズッキーニ、ニラ、パレイショ、ピーマンが対象となります。

次に、農地費の委託費です。

老瀬地区の圃場整備に伴い、加志揚ため池の生態系調査委託費ですが、今回の圃場整備において加志揚ため池は廃止され、農地の一部となります。

ここには以前からオニバスが繁殖していると言われており、事業実施に当たって、その生態調査が求められていることから、今回、調査を実施する予定です。

次に、尾鈴地区土地改良区施設改修事業負担金ですが、令和2年度より国の長寿命化・防災減災事業を用いて更新時期を迎えている水位観測システム及び堤体観測システムについて更新事業を行っております。

全体事業費は1億730万円で、補助率は国が50%、県が14%、補助残の36%を川南、都農、高鍋の受益面積割で負担していきます。高鍋町の負担割合については、12%となり、463万5,000円が負担額となります。

次に、防災ダム費の県営防災ダム事業負担金ですが、高平地区の令和3年度事業における負担金となります。

事業内容は、放水路隧道・流入部・護岸の整備、管理用道路・機器の整備などを行う計画となっており、町の負担割合は事業費の6%となっております。

次に、農業次世代人材投資事業費の農業次世代人材投資資金です。

国の補助事業で個人に対して年額150万円、夫婦に対して年額225万円が交付されるというもので、補助率は10分の10となっており、自治体負担はありません。

こちらの対象者は、個人3名、夫婦型1名で、財源は県補助金農業次世代人材投資資金を全額充当するとのことでした。

最後に、水産業振興費ですが、この予算は、小丸川漁業協同組合にアユ、ウナギの稚魚の放流の委託、高鍋町カキ生産組合にサザエの稚貝放流を委託し、漁量の確保に努めるものですが、新年度からは、各団体と協議をして水揚げ等の成果報告の提出を求め、漁量の確保や高鍋産の水産物としての知名度向上等につなげていくとの説明を受けました。

質疑に入り、委員から、農業用廃プラスチックの処理料金の見通しはどの質疑に、料金は上がる予定だとのことでした。

次に、委員から、イノシシを捕獲した際の豚熱の検査は行っているのかとの質疑に、捕獲の際の現地確認のとき血液を採取し、家畜保健所にて検査を行っているとのことでした。

次に、委員から、老瀬地区の圃場事業の見通しはどの質疑に、今、県のほうに事業申請を行っており、令和3年の7月より着工する見通しで、終了は、予定では令和8年度となっている。また、事業は県のほうで行うとのことでした。

次に、委員から、地域おこし協力隊の予算が、今回ゼロ円計上で、6月補正での肉づけとなっているがどの質疑に、政策的な予算になるので、6月の補正予算に計上する予定だとのことでした。また、採用後の業務内容はどの問いには、有機農業の推進の業務をお願いする予定だとのことでした。

次に、委員から、生分解マルチ使用率が伸びないのはどの質疑に、生分解マルチの導入



の目的は、環境の負荷を下げることでと労力軽減だが、補助金を使用し購入が進むことで単価が下がり、また購入が増えるという好循環を期待しているが、販売価格もあまり下がらず、使用率が上がらないのが現状だとのことでした。

次に、委員から、町長の施政方針で有機農業に触れていたが、今後の具体的な施策はあるのかとの質疑に、高鍋・木城有機農業推進協議会において、有機JAS認証機関立ち上げのための準備室を立ち上げる。地域おこし協力隊を採用し、有機農業推進のお手伝いを頂く。四季彩のむらにおいて有機農法による稲作を協力農家に行ってもらい、収量等の調査を行うとのことでした。

次に、委員から、ギョーザは頻繁にテレビ等で取り上げられ、大変好評なようだが、牛肉なども販売促進のため取り上げてもらえるようなアイデア・企画はないのかとの質疑に、メディアに取り上げられることで地元農産物の紹介につながるのには確かであるので、ギョーザイベントとの共催を図ったり、ギョーザの材料に地元食材を積極的に採用していただくなど考えていきたいとのことでした。

次に、農業委員会事務局です。

まず、歳入に関して、農業委員会等に関する事務の円滑化、農地の有効利用や最適化を図るための交付金や補助金の説明。歳出は、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬、事務局職員の給与、共済費の人件費等がほとんどの説明を受け、質疑に入りました。

委員から、農地利用最適化推進委員を設置して何年になるのかとの質疑に、平成29年7月に法律が変わり設置しているので、3年半ほどになるとの説明。また、設置による成果はどの質疑には、以前は農業委員のみでの活動だったが、農地利用最適化推進委員と一緒に活動することで相談がしやすかったり、遊休地の利活用の促進にもつながっているとのことでした。

次に、委員から、遊休地は増えているのかとの質疑に、令和2年9月の調査では、前年に比べ1.2ヘクタール減っているとのことでした。

また、耕作放棄地が増えることへの危機感はどの質疑には、農業委員、農地利用最適化推進委員も日頃からパトロール等を行い、利活用に向け働きかけを行ったりしているとのことでした。

また、地域の農地をどうするのか、集落の農地をどうするのかとの話合いも進めているところだが、現在はコロナ禍で集まる機会がないが、落ち着いたら、集落の農業の未来について話合いを行いたいとの説明もありました。

次に、委員から、老瀬地区の農地集約は農地中間管理機構を使つての集約になるのかとの質疑に、個人で行うか、農地中間管理機構に集約して配分にするかになるが、農地中間管理機構を利用するメリットもあるので、本人の意向を聞いて、どちらかを選択することになるとのことでした。

次に、上下水道課です。

文教産業建設常任委員会審査分は、緊急を要する箇所に対応するための都市下水

路管理手数料、計画的なしゅんせつ工事のための工事請負費、そして防草シート購入費等の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、防草シートの予算が出ているがとの質疑に、毎年草刈りを行うよりは、防草シートは耐久年数が10年ほどもつため、これからは徐々に施工を伸ばしていきたいとのことでした。

また、今年度より試験的に行っており、成果が出ているとの説明もありました。

次に、社会教育課です。

まず、歳出に関して、社会教育総務費、公民館費、図書館費ともに人件費の減などにより減。一般文化財保護費の減は、持田遺跡発掘に係る費用が社会資本整備交付金の対象となるため、建設管理課予算での計上になったことによるものと説明。また、美術館費の令和3年度の企画展示事業は、令和2年度のコロナの影響により延期となった特別展「金澤翔子展」、国文祭、芸文祭関連企画展などの開催を予定しているとのことでした。

スポーツセンター費は、総合体育館大規模改修工事に伴う費用を計上。また、新型コロナウイルス感染症対策費として、総合体育館改修後に設置予定のタブレット型サーマルカメラ2台分を計上しております。

次に、歳入ですが、これまでの実績を考慮し、使用料などを計上。高鍋神楽の記録作成に係る民俗文化財調査事業補助金は、令和2年度から3年間の補助を受けて実施する予定だったが、コロナの影響により令和5年度までの4年間の補助事業となり、また、広告収入は、これまで財政経営課担当であったものを、施設管理主管課の担当となったための計上とのことでした。

質疑に入り、委員から、石井十次の生家は町として今後どうしていく考えかとの質疑に、現在は、親族の方が所有管理を行っている。今後に関しては、保存・活用について検討を行ってきたいとのことでした。

次に、委員から、総合体育館大規模改修工事の進捗状況はとの質疑に、現在の施工段階は5割弱で、今年の10月末に工事終了の予定だとのことでした。

次に、委員から、黒水家住宅の管理運営の考えはとの質疑に、来年度からは開館日や職員体制の変更を行うなどして、効率的な運営を行っていくとのことでした。

次に、委員から、公民館などの各種団体への補助金についてだが、コロナ禍で活動が制限される中、新年度予算計上の考え方はとの質疑に、令和2年度は活動が制限される中、余剰金が出ている団体もあるかと思うが、公民館への空気清浄機の設置や各家庭に消毒液を配るなど、今後の感染防止対策のために、次年度に有効に使ってくださいとお願いをしたとのことでした。

次に、委員から、社会教育課が行う公民館事業等のコロナ対応策の状況はとの質疑に、公民館で開講している専科教室及び自主教室については、講座ごとの利用者数が各室の定員の2分の1以下になるよう部屋を割り当て、受講前の体調チェックや手指消毒などもお願いをしているとのことでした。

次に、委員から、これからもコロナ禍が続くと思われる中、社会教育課所管の施設に関して、施設開放などを含めた運営の考えはとの質疑に、これからはウィズコロナ、コロナとともにという考えの下、感染対策を十分に行いながら、なるべく町民の皆さんの社会生活、教育文化活動を確保していきたいとのことでした。

次に、教育総務課です。

歳出に関して、事務局費は、学校施設長寿命化計画策定業務委託終了に伴う減、商工会館移転に伴う備品等購入等で増となっております。

次に、姉妹都市交流事業費ですが、令和3年度は、高鍋町東西小学校6年生が米沢市を訪問する予定となっております。

教育振興費は、町独自で配置しているスクールソーシャルワーカーの勤務時間を増やしたことによる報酬の増などもあります。来年度も引き続き町費による非常勤講師6名の雇用、教育相談員3名、ALTを2名配置するなど、教育環境の充実を図っていくと説明を受けました。

また、来年度よりALT1名が交代することによるPCR検査料も計上されています。

次に、東西小学校費ですが、新たに各校にスクールサポートスタッフの予算が計上されています。今年度は県の直接事業として行っていたものが、来年度は町の事業になりますが、財源は県補助10分の10です。

また、小中学校4校で統一的な視点での学力分析を行うことを目的に、全ての学校で共通した内容の学力検査分析を行うための学力等テスト手数料を新たに計上しております。

その他、受電設備工事、キュービクル増設工事やプール防水塗装工事、備品購入等の予算が計上してあります。

質疑に入り、委員から、学校施設整備においてトイレなどは計画されてきたが、空調設備についてはどのような計画を持っているのかとの質疑に、空調設備については、防衛省の防衛施設周辺防音事業補助金を活用し、古いものから順次改修を行っている。今後は、東小学校の第1棟が一番古いため、令和3年度より防衛局と協議を行っていくとのことでした。

委員から、要・準要保護児童援助費に関して、コロナ禍で今後、親の収入が減るなど考えられる中、そのような事態も考えて予算を計上しているのかとの質疑に、生活困窮者への支援は最優先であると考えているので、そういうことを勘案して予算を計上しているとのことでした。

次に、委員から、学校支援地域本部事業はどういうことを行っているのかとの質疑に、子どもたちの豊かな学びのために、東西区のコーディネーターがそれぞれの学校が行う取組に対し、学校の要望に合わせ、地域の人材を探し、調整やマッチング等を行っているとのことでした。

次に、委員から、全体的に支援を要する生徒数はどのぐらいか、また、個々の違いがあり、その特性をしっかりと把握できる体制は整っているのかとの質疑に、現在、小中学校

の特別支援学級に在籍している児童生徒数は約90名。各小中学校において保護者との面談を踏まえ、支援を要する児童生徒の個別教育支援計画を作成し、それぞれの子どもたちの特性を十分把握した上で、教員及び学校生活支援員によるきめ細やかな支援を行っているとのことでした。

次に、委員から、給食センター委託が変わるようだがとの質疑に、今までは東西小学校で1業者、給食センターで1業者の2業者への委託だったが、調理人さんが諸事情により休んだときに、代替りの人員の確保が難しいなどの問題があったため、3つの調理場を同じ業者で契約することに変更をしたとのことでした。

次に、委員から、秋月鶴山の小説が出版になったが、子どもたちへの配布は考えていないのかとの質疑に、高鍋舞鶴ライオンズクラブ、ロータリークラブから40冊ほど寄贈があったので、今後、各学校に配布したいとのことでした。

次に、委員から、スクールソーシャルワーカーや学校支援員など、近年の高鍋町独自の取組に対して、教職員から意見や感想などは聞いていないのかとの質疑に、校長先生などから感謝されているとのことでした。

次に、建設管理課です。

まず、歳入ですが、雑入に、新たに空き家対策の中で、緊急安全措置が必要になった場合、所有者への費用請求が発生し、その受入対応のために緊急安全措置費用徴収金を科目設定。令和元年の決算を基に住宅使用料が増。その他、使用料や県・国からの補助金・委託金等の説明を受けました。

次に、歳出ですが、骨格予算のため社会資本整備総合交付金事業についても、4月以降、早期に着手する必要がある事業と事務経費のみを計上。令和3年度より東光寺・鬼ヶ久保線の文化財調査のため、本調査を行うこととなっており、文化財調査において、国庫補助対象となる経費を計上しております。

町道維持整備工事に関しては、町道の維持管理、セットバック部の舗装工事、側溝新設工事、排水路整備等の予算を計上。また、肥後川の河口付近で河川の護岸が波の影響により侵食を受け、護岸ブロックの倒伏の危険性があるため、侵食防止工事の予算を計上しております。

委員から、公園管理について契約方法の変更があったようだがとの質疑に、地区で管理していただいている公園は10公園。予算総額は変わらないが、支払い根拠を明確にするなどの理由から、報償費から委託費としたとのことでした。

次に、委員から、公園の遊具は世の中的に撤去する方向に思えるが、高鍋町の管理や利用の考えはとの質疑に、撤去の要望があったときは、協議によりどうするか決めているが、遊具に関しては、できれば修繕して子どもたちに使用していただきたいとのことでした。

次に、委員から、町営住宅使用料の徴収が滞ることについてはとの質疑に、税務課の収納係と協力をして、二、三か月の滞納者に対し、明渡しの請求をしますよという予告をする取組を昨年度より行い、高額滞納にならないように努めているとのことでした。

次に、委員から、区画線設置工事の要望が多いと思うが、もう少し予算を増やせないかとの質疑に、横断歩道や停止線は総務課で、センターラインや路側線は建設管理課で所管して補修していこうと、今回新たに建設管理課でも予算を計上したとのことでした。

次に、委員から、社会資本総合整備交付金事業費の増減理由に、東光寺・鬼ヶ久保線の文化財調査を行うためとあるが、内容はどの質疑に、前回の横穴墓のときは試掘調査だったが、今回は古墳のそばの工事になるため、本調査になることになる。補助金対象となるので、建設管理課で予算を計上し、社会教育課と協力して事業を行うとのことでした。

次に、委員から、空き家等対策協議会の予算が出ているが、今後の空き家に対する考えはどの質疑に、空き家はできるだけ利活用していただきたい。地域政策課の空き家バンクとも連携して施策を進めていくとのことでした。

次に、委員から、今回は骨格予算ということだが、今後の事業の予定はどの質疑に、国の内示を受けてからになるが、補助事業に関しては、天神鶴・茂広毛平付線、正ヶ井手・小丸出口線を予定、町単独事業は現在精査中とのことでした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託された議案の報告を終わります。

○議長（緒方 直樹） 以上で、文教産業建設常任委員長の報告を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。13時10分から再開したいと思います。

午後0時03分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ゆっくり読み上げますけど。

地域政策課関連で、観光協会への委員質疑として九州オルレについて多かったようなんですけれども、既に観光資源としてある四季彩のむら、湿原、舞鶴公園、古墳などがありますが、これを活用できる計画はないかの質疑はなかったようですが、いかがでしょうか。

農業政策課関係で、鳥インフルエンザ、口蹄疫など家畜伝染病に関する対策として農業委員会との連携は図られているのかお伺いします。

社会教育課関係で、中央公民館のトイレについては、お年寄りなどは使いにくいし、コロナ禍にありトイレの蓋が自動で開かないなど狭くて使いにくいとの意見が出ております。確かに洋式となったのはいいのですが使いにくいとのお話がありますが、災害時避難された方に対して、洋式だけでなく広くて使いやすく温水式便座の要望が出ていますが、どうでしょうか。

町長は、4年前には図書館の建て替えを視野にと言われましたが、施政方針などでは今や図書館があり云々と言われましたけれども、図書館のあり方についてはどのような議論

が行われてきましたかお伺いします。

教育総務課関係では、姉妹都市交流事業では、今年は米沢市訪問とのことでした。コロナ禍にありインターネットなど利用はできないのかと考えますが、どうでしょうか。

教職員住宅の用途廃止を行い、管理運営を財政経営課に委ねましたけれども、別の利用方法は検討されなかったのか、議論にならなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 委員長、古川誠議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、観光資源の活用の計画についてですが、今回は新規事業として九州オルレに関して多くの報告をしましたが、百済王伝説や今あるそれぞれの観光資源を面をつなぎ活用してアピールしていきたいとの説明等も委員会ではございました。

次に、家畜伝染病に対する対策として農業委員会との連携についてですが、現在マニュアル等をつくっての連携は行っておりませんが、見直しを予定している口蹄疫や鳥インフルエンザの防疫マニュアル整備において、農業委員会との協議についても項目を立てていきたい。その上で土地確保等を万全を期していきたいとのことでした。

次に、中央公民館トイレの温水式便座設置に関してですが、今年度中にはホールに男子1、女子3基、老人福祉センター1階に男女多目的トイレに1基ずつ、中央公民館2階に男女1基ずつの温水便座を導入するとの説明を受けております。

次に、図書館のあり方の議論がなかったかということについてですが、町としましては今後図書館協議会など、既存の協議会を活用するなど必要に応じて意見を伺う場を検討していきたいとの委員会での説明は受けましたが、図書館の建て替えなどについての予算等は計上されておりませんでしたので、委員会としては図書館のあり方については、今回は議論は行っておりません。

次に、姉妹都市交流事業のインターネットなどの利用に関してですが、令和2年度の夏には米沢市の児童が高鍋に来てサーフィンを体験する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策で中止となりました。Zoomなどでつなぐことも検討しましたが、米沢市の交流児童が4校に分散していることやコロナの状況、通信機器の不足などで今年度については実施できませんでした。本町の小学校においても、今年度中にそういうことが可能となる通信体制設備が整いますので、今後はリモートでの姉妹都市交流なども検討してみたいとのことでした。

あと最後に、教職員住宅の別の利用方法の検討についてですが、教職員住宅8棟のうち5棟の用途廃止を行い、今後の利活用については財政経営課で検討するとの説明を受け、残された3棟についても現在の入居が異動人事等で退去後、順次用途廃止の手続を行う予定としているということでした。

以上です。

○議長（緒方 直樹） よろしいですか。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午後 1 時 16 分休憩

午後 1 時 16 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

文教産業建設常任委員長。

○文教産業建設常任委員会委員長（古川 誠君） 別の利用の検討についてですが、文教産業建設常任委員会では財政経営課のほうで検討するとの説明を受けておまして、今後財政経営課での購買とかのことについては、多分総務厚生常任委員会のほうでの審査になると思いますので、今回は検討については質疑等は行っておりません。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算は、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

理由は、予算上にある商工会館借上げ料669万8,000円と、それに併せて商工会議所が町有地に商工会館を建設することで高鍋町が駐車場の整備費用など1,000万円を支出することは、高鍋町にとって不必要な出費であり、無駄な税金の使い方と考えます。

そして今後、予定されている教育委員会が商工会館入居を予定する賃貸契約は、床面積140坪で家賃が月々74万円、30年間合計で2億6,700万円、光熱水費、維持費を加えると3億円以上の予算支出となります。

しかし、高鍋町が庁舎を新築したとしても、木造平屋建て床面積121坪で8,880万円の建設費用となります。

また、鉄筋コンクリート2階建て床面積184坪でも1億9,200万円で建てることができます。

同じく鉄筋コンクリート2階建て床面積242坪、商工会館に入居する2倍近い床面積でも2億4,600万円となります。それに庁舎第2別館の維持経費年間120万円の30年分3,600万円を加算しても、商工会館に教育委員会が賃貸、入居するよりも庁舎を新築したほうが経済的で無駄がないことが分かります。

そもそも30年間にわたり2億6,700万円の家賃を払っても高鍋町の財産にはなりません。30年後には再度商工会議所と賃貸契約を結ぶか、もしくは高鍋町が新たに庁舎を新築しなければなりません。しかし、現在の庁舎第2館別館の前の土地は、商工会議所

に占拠されているため、庁舎を建てる用地がありません。ほかに探すことになります。このようなことでは、商工会議所に支払う30年間の家賃は無駄としか言いようがありません。将来高鍋町が困ることになることは目に見えております。

町長の施政方針で、訳の分からない民間連携を必要に強調しますが、私には詭弁にしか聞こえません。商工会館建設の官民連携は、高鍋町をいように利用して損害を与えてまいります。そんな商工会議所との賃貸契約は高鍋町や町民にとって不利益しかなく、町長の職権乱用、町民への背信行為に当たると考えます。

よって、商工会館借り上げ料及び商工会館建設に伴う周辺駐車場整備事業費の予算、そしてその地方債を設定する予算案の議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算は認めることができません。反対といたします。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

この案件には、子育てのための支援であったり、どうしても出さなければならない扶助費、人件費など賛成できる箇所も数多くあります。しかしながら、商工会議所へ入居して家賃を払うという状況には賛成できかねます。

また、庁舎第2別館を壊してから駐車場整備を行えばよしとしますが、現段階では線を引き直すだけで大丈夫だと私は考えます。

町長は一般質問の答弁で、自治体は会社であるかのごとくの表現をなされました。それからすると、住民票などについては、職員の給与など人件費を加味すると1枚1万円以上の負担を町民に強いなければなりません。

地方自治体の仕事は、ただ単にもうけるためにするのではないことが地方自治法にもうたわれており、地方交付税としてもしっかりと同じサービスが全国民が享受できるようにあらゆる法律によって守られています。まず町長には、そこをしっかりと学んでいただきたい。

それからすると、例えば商工会議所を建設するための工事費は2億6,170万円だそうです。住民からは半分しか住まないのに建設費の半分を負担すればいいのではないか、そのような声が上がっています。確かに単純に考えればいいことですね。

また、観光協会などは、町からの費用負担で働いている人の給与を賄っています。依存しているのはそのような団体だと私は考えます。

官民連携とよく言われますが、今のところ高鍋町の出費が多く、民は貢献していないと誰の目にも明らかです。

また、町長は補助金頼みではいけないとか言われましたが、国や県への願いは補助金要請ではないでしょうか。補助金頼みでいけないと言われるのであれば、これからは国や県



へのお願いの旅費はなくなっていくと考えます。

また、子ども医療費助成のための資金として再編関連訓練移転等交付金を充てられる基金を制定、早速年度当初から残金の積立て、令和2年度での最終日で1,133万円、そして新たに令和3年度で1,494万円、合計2,627万円があります。

防犯灯のLED化も全体が終わったわけでもなく、学校整備についても空調など必要な整備もまだ残されています。町長からの施政方針からすると、予算額は150億円を優に超えます。そのお金はどこから稼いでくるのでしょうか。

ふるさと納税の寄附額も昨年度より低く見積もってあります。事業者努力によって、あと1億円は私は伸びる可能性があると考えていますが、それでも支払いに出すお金も考えると、使える金額は決まってしまう。稼いでいるのはふるさと納税だけですが、あとの課は使うだけだとの認識を持っておられるとしたら悲しい限りです。

地方自治体の仕事は住民サービス及び住民の動向などをしっかりと把握し、困っている人がいたらどのような手助けができるのか、知恵を絞り助け合って最低限の生活を享受できる環境をつくっていかねばならないと、私は憲法前文から考えても分かります。

町政運営は株式会社ではありません。選択と集中と言われても、どこをどうすればいいのかは住民要望実現からも必須のことだけです。決して無駄遣いをしているわけではなく、応じた使い方をしているにすぎません。

また、町長は、キヤノン誘致に関して2億円の収入があったという発言がありましたが、残念ながらこの段階の予算ではないと私は計算しています。とにかく骨格予算にもかかわらず、予算規模が大きいと感じるのは私1人ではないと思います。

私たち議員は予算書が配布された後、たった3日間でこの予算の全容を把握しなければなりません。予算をつくられる側は、何か月もかけて精査して印刷配布まで相当の時間をかけての作業です。人間のすることですので、時には間違いもあります。議員はしっかりと見てチェックすること、一般質問で住民要求をすることができるだけなんです。

条例改正を経て予算は提案されているかなど見過ごさずにチェックすることは大変な作業を行っているのです。いろんなことにこだわらず、流していけばそれはそれで4年間は全うできると考えますが、私は30年間全身全霊でこだわってまいりました。だからこそ、このように長い討論をしなければならなくなるのです。

執行部の皆さんに感謝申し上げますのは、予算説明資料などは当初ではありませんでした。しかし審査しやすいように議会の意見を取り入れ、しっかりと資料作成を行っていただくことには感謝を申し上げます。

議案第21号令和3年度予算に関してだけでなく、議案全体に関しての討論としました。反対ではありますが、賛成できる部分もあることをお伝えして、反対の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第21号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算は、各委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第14号

日程第6. 議案第15号

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

日程第10. 議案第22号

日程第11. 議案第23号

日程第12. 議案第24号

日程第13. 議案第25号

日程第14. 議案第26号

日程第15. 議案第27号

日程第16. 議案第28号

日程第17. 議案第29号

日程第18. 議案第30号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第18、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上15件を議題といたします。

本15件は、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。

委員長、後藤正弘議員。

○特別会計等予算及び条例審査特別委員会委員長（後藤 正弘君） 15番。令和3年第1回定例会において、特別会計等予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第13号から議案第18号まで及び議案第22号から議案第30号までの15件であります。

特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は、3月8日、9日、10日の3日間、審査は第1会議室にて行い、なお、9日は1名欠席で、議長を除く13名の委員の下に執行当局に関係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

なお、報告につきましては議案順に行います。

また、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので御了承ください。

初めに、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の一部が、令和3年1月1日に施行されたことに伴い所要の改正を行うもので、その概要は、個人所得課税における給与所得控除や公的年金控除から10万円が基礎控除へ振り返られたことに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、軽減判定における基礎控除額の引上げと給与所得者等の数に応じた金額を基礎控除額に加算するものと詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、7割軽減対象世帯の対象世帯を詳しく再度説明との問いに、今回の改正については、所得税法の改正によって、所得控除の部分が10万円、もともと65万円だったところが10万円減らされて55万円となるので、給与所得者については、残った給料の所得は10万円増えることになる。

今までは、国保税7割軽減の対象であった人が、今のままでは7割軽減を受けられなくなるということから、今回の改正については、これまで33万円以下の所得の人がこれまで7割軽減だった対象であったものを、今回、10万円プラスして43万円とすることで、これまで7割軽減を引き続き受けられるよう改正するとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号高鍋町介護保険条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定を行うものと詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、要介護認定を受けた方のサービスを提供する事業者を対象としたものと詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、要支援認定を受けた方へのサービスを提供する事業者を対象としたものと詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、地域包括支援センターを対象としたものとの詳細説明を受け、質疑に入り、質疑はなく、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

今回の改正は、ケアマネージャーを対象にした条例の一部改正との詳細説明を受け、質疑に入り、委員より、兼務することにより過重労働にならないのか。また、それに見合う給与体系となるのか。また、身分保障を確認されているのかの問いに、高鍋町は該当がないので確認できていないとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてであります。

今回の予算額は、歳入歳出それぞれ24億4,184万円となり、前年度当初予算と比較すると7%の減。予算の主なものとして、歳入では、保険税、県支出金及び一般会計からの繰入金など、歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費及び諸支出金との説明を受け、質疑に入り、委員より、県補助金の特別交付金及び県繰入金（2号分）を詳しく説明との問いに、特別調整交付金のほうですが、医療費の適正化に向けての取組を行ったことで交付されます。また、災害等による保険料減免、原爆、結核等、地域的な特殊事情による給付費増など、全国レベルの財政調整が望ましいもの。保険事業等の施策の推進に必要な取組等に対して交付。県繰入金（2号分）については、国民健康保険事業の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情に応じて交付との答弁でした。

委員より、疾病予防費の委託に関しての詳しく説明をの問いに、高鍋町が行っている超音波健診は、腹部と頸部のエコー検査で、血栓とか動脈硬化を早期発見するため、40歳以上の方に5歳刻みで健診を行っている。19歳から39歳の健診は、40歳からの健診に結び付けることを目的に、早期の健診勧誘として実施している。

生活習慣病重症化予防については、昨年度からキャンサーズキャンに委託している。健診結果ではなく、レセプトの情報もキャンサーズキャンに提供し、未治療の方や治療中断の方に葉書を送付し、医療機関受診を勧奨しているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ5億3,129万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると1万2,000円の増。予算の主なものとしては、歳入では保険料、一般会計繰入金及び受託事業収入などで、歳出は、保険料賦課徴収等の事務経費、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保険事業費との説明を受け、質疑に入り、委員より、普通徴収保険料滞納繰越分10万円とあるが、全体でどのくらい残っているのかの問いに、滞納繰越分について、現在の調定額は125万500円、収納額は40万7,600円、収納率は32.59%、2月26日現在との答弁でした。

委員より、特定健診について、国保と同じなのか。また、高齢者はかかりつけ医がある  
と考えるが、情報提供は行われているのかの問いに、高齢者の医療機関からの情報提供は  
令和元年度から実施している。町内の医療機関は11か所、川南は2か所、新富町は4か  
所から情報をいただいているの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

予算額は、歳入歳出総額3億4,719万2,000円となり、前年度当初予算と比較す  
ると4%の減、予算の主なものとして、歳入では使用料、一般会計繰入金、町債等で、歳  
出では、浄化センターの運転管理などの委託料、工事請負費、人件費、公債費との説明を  
受け、質疑に入り、委員より、公共下水道会計システムは上水道システムと同じなのかの  
問いに、上水道のシステムと同じ業者と契約を行っているとの答弁でした。

委員より、公共下水道会計システムを導入しないとペナルティーがあるのかの問いに、  
補助事業等が行えなくなるとの答弁でした。

委員より、備品の三相発電機はどのように使用するのかの問いに、長時間の停電などに  
備え、マンホールやポンプに支障を来さないようにするため、また、通常時に発電機とし  
ても使用するととの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ1,069万6,000円となり、前年度当初予算と比較  
すると3.5%の増。予算の主なものは、歳入では、新富町・木城町の負担金及び介護保  
険特別会計繰入金で、歳出では、委員報酬等の事務的経費との説明を受け、質疑に入り、  
委員より、審査会の回数は説明では95回程度と言われたが、予算では98回とあるが、  
回数が増えるのかの問いに、例年を平均すると95回ではあるが、令和3年度は回数が増  
えるとの答弁でした。

委員より、回数が増える理由は何かの問いに、審査会は毎週火曜日と木曜日に開催して  
いる。祝、休日の場合は休みとなるので、年度によって回数が増減するとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算についてであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ1.9億1,778万3,000円となり、前年度当初予算と  
比較すると4%の減。予算の主なものは、歳入では保険料、国・県支出金、支払基金交付  
金及び一般会計繰入金。歳出では、保険給付金及び地域支援事業費等の説明を受け、質疑  
に入り、委員より、ボランティアポイント奨励金とあるが、どのような内容なのかの問い  
に、令和2年度高齢者お助けボランティア事業を実施している。ボランティアを募集し、  
個人宅、介護施設へのボランティア派遣を行っている。令和2年11月末登録者は39名、  
ボランティア受入施設は10か所、ボランティアは、概ね1時間から2時間に対してワン  
ポイントを付与し、ワンポイント100円を年度末に交付します。上限は5,000円で

す。ボランティアの内容は、傾聴やちょっとしたお手伝い、ごみ出しなどの答弁でした。

委員より、成年後見制度利用支援事業とはどのような支援事業なのかの問いに、身寄りがいない、お金がない方の手続費用と裁判所が後見人に対する報酬を定めるが、その費用を支援する事業との答弁でした。

委員より、会計年度任用職員の生活支援コーディネーターとあるが、どのような職員で、どのような支援を行っているのかの問いに、1名雇用している。高齢者お助けボランティア事業や地域介護の資源の調査、高齢者向けのサービス確認や事業所への連絡作業を通して、資源の掘り起こしと課題抽出を担当しているとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ2,095万円となり、前年度当初予算と比較すると、21.8%の増。予算の主なものは、歳入では、使用料及び手数料、基金繰入金、歳出では、事務を行う農村整備係の職員1名の3か月分の給料、メーター検針等を行う会計年度任用職員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料、水利権更新に伴う事業委託料、負担金補助及び交付金として、一ツ瀬川土地改良区の負担金などと説明を受け、質疑に入り、委員より、一ツ瀬川雑用水管理事業の水利更新業務に伴い、測量設計委託があるが、一ツ瀬土地改良区事業の受益面積が変更になったところだけの水利権更新を行うのかの問いに、また、当初の計画面積で更新を行うのかの問いに、今回の水利権更新業務委託については、受益面積を変更した面積をもとに雑用水管理事業等の使用する雑用水分について更新を行うとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ47万1,000円で、予算の主なものとしては、構成市町村から負担金及び一般会計繰入金で、歳出は委員報酬等の事務的経費との説明を受け、質疑に入り、委員より、今年度は熊本市で研修が計画されているが、新型コロナウイルス対策についてどう考えているのかの問いに、熊本以外にも各県から来訪されるとは考えているが、主催者がコロナ対策等を考えていると思うので、また、対策としては、委員3名、職員随行1名で行動するので、会食については、宮崎モデルを実践するとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ1億6,100万2,000円で、前年度当初予算と比較すると35.1%の減、歳入では、一般会計繰入金で、歳出では工業用地造成事業に係る

地方債償還金との説明を受け、この工業用地造成事業に係る地方債償還金は、県が返還を願ったものか、もしくは、高鍋町が返還を考えたのかの問いに、工業用地の造成のほうは完了しているので、財政経営課とも協議を行った結果、県に対して繰上償還を相談したとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論あり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算についてであります。

給水戸数9,074戸、年間総配水量234万7,000立方メートルを予定しての予算編成。収益的収支は、収入総額5億2,126万1,000円、支出総額4億7,233万4,000円で、収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費など、また、資本的収支は、収入総額7,000万3,000円、支出総額3億966万7,000円で、支出の主なものは企業債償還金、建設改良費などであり、収入が支出に対して、不足に対して損益勘定留保資金等で補填するとの説明を受け、質疑に入り、委員より、長期前受金戻入れとはどういうものかの問いに、国庫補助金等収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して計上された収入との答弁でした。

委員より、県道の負担金はどういうものかの問いに、県道の鐘塚橋改修に伴い、水道管添架の重量に伴う負担金との答弁でした。

委員より、損益勘定留保資金とはの問いに、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費などとの答弁でした。

以上、質疑を打ち切り、討論なし、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（緒方 直樹） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第13号高鍋町国民健康保

険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号高鍋町介護保険条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を起立によって採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第14号高鍋町介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第15号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正では、虐待などについてのマニュアル研修などを通して、お年寄りの介護状況改善を行うことであるとの認識は持っていますが、新型コロナウイルス感染症で宮崎市などではクラスターが起きました。万全を期していても防げない状況に、施設管理者をはじめ介護事業に参加されている方々の御苦労は大変であると考えます。

一概に虐待と言ってもいろんな形があると考えます。研修などを通して介護する人も、される人も、笑顔のある老後をと願わずにはおられません。介護職員へのエールを送り、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第15号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について



は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第18号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第22号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険事業で住民が最初に気になるのは、国民健康保険税だと思います。しかし、一旦病気をすると、循環器などでは700万円ぐらい、糖尿病で透析をなさる方は500万円ぐらいの費用負担となります。そのときは、保険があつて本当に助かったと思われると思います。

国民健康保険税については、基金を駆使してなだらかに増加するようにしか、決まっています。令和2年度の特定健診時で頂いたものについて、健診を受けられた方から大評判でした。

また、健診について時間を指定しての健診であつたために、混乱もなく、密もなく、これならコロナワクチン接種の訓練にもなつたのではないかと思つたところでした。いろいろな工夫をしながら健康寿命を啓発していることが理解できます。職員の頑張りに感謝です。

もう一つ大切なことは、住民からの相談にしっかりと対応されていることが、住民の方からお礼を言われました。国民皆保険制度、アメリカにはない制度です。互助の気持ちを持つてゐる大切な制度です。願わくば、国は負担率を上げて、住民負担軽減を図っていただくことを希望して賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第22号令和3年度高鍋町

国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第23号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第24号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

区域内での水洗化率は、都会と比較すれば確かに低いかもしれませんが、似たような自治体と比較すると高いことが示されました。高鍋町はコンパクトな町で、下水道が整備されれば当初計画どおりにきれいな水を河川へとなる予定でした。造ってみると浄化センターの維持管理に大きな費用負担が強いられることとなりましたが、途中で見直しを図り、浄化センターの長寿命化計画や合併浄化槽を計画に取り入れながら、当初計画の家庭雑排水を直接川や海に流さないという当初計画は、進捗しているものと考えます。

これからも会計が企業会計へと変更されますが、一般会計からの拠出は、例年どおり行わないと進捗が図れないことも明らかになっています。企業会計の移行をするために研修を行い、会計を学んだ職員がほかの部署へ行くことは避けていただきたいと要望して、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第24号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第25号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第26号令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

介護保険は、我が家で死ぬまで元気でいたいということをうたい文句に、平成12年から動いています。3年ごとの見直しの時期となり、今回は第8期の計画が示されたところです。

私も委員として参加しましたがけれども、たくさんの意見が出され、とりわけボランティア、老人クラブなどから後継者不足が切実なものとして挙げられています。今、自助・共助・公助と、公助が最後にきていますが、やはり公助を最初に持つべきときなのかもしれないと感じたところです。

保険料を上げない努力は執行部もされているようですが、施設デイサービス、短期での施設など、多様な形態で何とかサポートできる体制になっているのではないかと考えます。

一番の要は、社会福祉協議会へ委託している包括支援ではないかと、私は考えます。ひとり暮らしでも最後まで家で過ごせる準備はできているのでしょうか。ひとり暮らしで失禁が始まる。家が片づけられない。ごみ出しをルールどおりできない。認知症かなと近所が思っても言えない。気がつかない。これでは介護保険の意味があるのでしょうか。民生委員さんや自治公民館長などと駆使して、しっかりとお年寄りをサポートできる準備をしていただきたいと願います。

介護予防にも自治公民館が独自で取り組む、いきいき百歳体操や、僅かではあっても資金投入はしているサロンなどだけでなく、ケースごとに対応できる仕掛けをぜひ構築していただきと思います。

ノルディックウォーキングなどは、委託形式で資金が投入されていますが、これでは広がりはないのではないかと私は考えます。いきいき百歳体操などは、地域の自治公民館が主体となって毎週行うなど、そういうところにはしっかりと力を入れ、お金をかけずにサポートできる住民連携を強める必要があると私は考えます。

コロナ禍にあり住民同士が何もできない状況下にあります。それでも本当に施設に入らず、小さな支援で老後を楽しく生きることは皆さんの願いだと思います。ぜひ力を尽くしていただくことを要望して賛成の討論といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第26号令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第27号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第27号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第28号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第29号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算に対して、反対の立場で討論を行います。

私は、このお金は返さなくてもいいと判断しておりますので、反対といたしました。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第29号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

キャノンによる水道料金は、約1,000円万円とのことでした。これにより水道事業としてはどんなメリットが出ているのかと考えると、何十年先には、キャノンの水道管劣化が起きるかもしれませんが、当面は、ほかの水道管管理などへ資金が投入できることは間違いありません。願うのは、安全な水を安心して使い、低料金で町民へ提供できることではないかなと考えます。

私が議員になった頃、町内の水道管見直し計画がされました。30年です。そろそろ次の計画に向けて今からしっかり準備することも必要ではないかと考えます。それには、水

道事業をしっかりと考える職員が必要となります。一日も気が抜けない事業ですので大変だと思いますが、住民愛を下支えすることのできる人々の育成が必要だと考えます。

数字から見る水道事業、水を枯渇させない上流域の水環境整備なども考える必要があります。木城町や川南と連携して水の確保ができる環境づくりが必要です。熊本は九州山系の恩恵にあずかり水は豊富ですが、地震のときなどは困ったこともあったようです。

水に関しては、水源及び水の流れに関して子どもたちにも水の大切さを学んでもらえる必要性もあります。ここは教育委員会のお力をお借りできたらよいと考えます。水はどんなふうにしてつくられ、流れてくるのか、上流域の方々との連絡・連携を行いながら、ぜひおいしい水の提供ができるようにしていただきたいと考え、賛成といたします。

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、お知らせがございます。日程第2、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定についての討論の際、修正案の賛成討論をされた5番、松岡議員の発言の中で、不適切な発言があったというような御指摘がありました。その確認のため、暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

午後2時14分休憩

.....

午後3時34分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定について、討論の際、松岡信博議員から、今から読み上げます言葉を、後で言いますが、発言があり、日高正則議員ほか10名から松岡信博議員に対し、発言の取消しの要求があります。

その文章について、今から読み上げたいと思います。問題となった箇所だけ述べるということにさせていただきます。

「このようなことを見逃して修正案も出さないようでは、町民から負託を受けた町議会議員として恥ずかしく、町民に申し訳が立たないと感じます。このような分かりやすい修正案も出せないようなことでは、何のために議員になったのかと疑われてしまいます」という発言についての発言の取消しの要求がありました。

ここで、5番、松岡議員にお伺いします。この発言の真意を教えてくださいませんか。5番、松岡信博議員。

○5番（松岡 信博君） 5番。私は選挙で町民から選ばれて、町議会議員となりました。その責任の重さを自覚して、この議場におります。その町議としての責任を受けて、私自身が今回修正案も出せないのでは、選んでくれた選挙民の皆さんに恥ずかしく、町民に対して申し訳ないと、私自身のことを言ったわけであって、ほかの議員のことを言ったわけではありません。

ましてや、何のために議員になったのかと疑われるというのは、それだけ厳しい目で、町民から私自身が見られているということを自覚して言った言葉でございます。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 只今、松岡議員の真意を聞き終えたところであります。

私の議長権限で採決させていただきたいと思いますが、今の（発言する者あり）では、11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。先ほど、私はちょっといなかったもんですから、どういうところがということで、今先ほど、事務局長のほうからお聞きしました。

でも、その前に、松岡議員のほうに対して、どういう意味で言ったのかというふうに聞いたら、やはり自分自身のことをこれは書いたんだというふうにおっしゃったので、じゃあ、ここをこういう文言に変えたらどうかという提案はしました。

だから、自分自身のことを言っているんだというふうにして、それがはっきり分かるような文言に訂正をされたらどうでしょうかというお話をしたところです。

だから、それが聞き入れてもらえるのであれば、私は採決を取るのではなく、松岡議員そのものから、こういうふうに分らなことを言ったんだということで、訂正の、もし申出があれば、わざわざ数を取って、ここを採決を採るかということをおまわりしてほしくないなと思ったので、あえて、あえて発言をさせていただきました。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩をさせていただきます。

午後3時37分休憩

.....

午後3時39分再開

○議長（緒方 直樹） すみません。先ほど私が決を採るといふような発言したんですが、ちょっと私が勘違いしておりまして、これに関しては訂正をさせていただきます。これは決を採るようなことではございません。申し訳ございませんでした。

それでは、再開いたします。

それでは、先ほどの松岡議員の発言をもって、こちらの真意が分かりましたので、日高正則議員ほか10名が発言の取消しの要求がございましたが、これに関しては不穏当とは認められないということになりますので、御理解をお願いしたいと思います。この議事録のまま、発言のまま議事録を載せると（発言する者あり）先ほどの発言で訂正ということになる。これ訂正ができない（発言する者あり）修正動議ということですか。（発言する者あり）



暫時休憩します。

午後 3 時 40 分休憩

午後 3 時 45 分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。

それでは、5 番、松岡議員、よろしいでしょうか。

○5 番（松岡 信博君） 5 番。読み上げます。

「このようなことを見逃して修正案も出さないようでは、町民から負託を受けた町議会議員として恥ずかしく、町民に申し訳が立たないと自分自身が感じます。このような分かりやすい修正案も出せないようなことでは、何のために議員になったのかと疑われてしまいます」

私自身がということをつけ加えていただければと思います。（「いいと思いますよ、それは」と呼ぶ者あり）

お諮りします。これで皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） それでは、この問題については、これで終了させていただきます。

#### 日程第 19. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（緒方 直樹） それでは、日程第 19、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

#### 日程第 20. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（緒方 直樹） 次に、日程第 20、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

#### 日程第 21. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（緒方 直樹） 次に、日程第21、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで令和3年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。

午後3時48分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員